

奈 総 財 第 1 8 1 号

平成 1 9 年 1 1 月 9 日

奈良市監査委員 吉 田 肇 様
同 中和田 守 様
同 幾 田 邦 夫 様
同 高 杉 美根子 様

奈良市長 藤 原 昭

包括外部監査の結果に対する措置状況について（通知）

平成 1 9 年 3 月 2 6 日付けで奈良市包括外部監査人岸秀隆氏より提出があった「平成 1 8 年度包括外部監査の結果報告書」について、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 5 2 条の 3 8 第 6 項の規定に基づき、当該監査の結果に対する措置状況を別紙のとおり通知します。

1. 下水道事業の経営管理について

1 公共下水道事業は独立採算原則に則って経営されているとは言い難い

【監査結果の要旨】

- (1) 奈良市公共下水道事業の事業計画においては採算性が十分には考慮されていない。(下水道管理課)
- (2) 実際に奈良市公共下水道事業の財政は赤字である。(下水道管理課)
- (3) 一般会計等からの基準外繰入額は地方財政法第6条に抵触する可能性がある(財政課)

【措置の内容】

- (1) 公共下水道による整備が目的達成の主眼とし、採算性については考慮していませんでした。このことから使用料の改定については準備を進めており、また経営の効率化、健全化に努める必要があるため平成22年度以降に公営企業会計方式への移行に向けて積極的に取り組みます。
- (2) 特別会計において収支は均衡していると考えています。
- (3) 公共下水道事業は、独立採算を原則としているが、極めて公共性が高く、生活環境の保全、河川環境の保護のため、事業を実施している状態であり、一般会計からの基準外繰入金をもって財源補てんすることは、望ましい状態ではないが、違法ではないと考える。今後も、基準外繰入金を軽減するため、経営の合理化に努めます。

2 下水道事業は財政赤字であるにもかかわらず、借金に依存した経営が行われているのは不健全である(財政課)

【監査結果の要旨】

赤字事業の事業資金を有利子負債によって調達するならば、利息負担の増大がさらに赤字を増大させる(経常損益ベースでの赤字の拡大)という悪循環に陥るので、不健全である。

【措置の内容】

下水道事業における市債については、建設費の財源となるものであり、その施設により将来便益を受けることとなる住民世代で公平に負担するためにも必要なものですが、その市債の返済に充てるための一般会計からの繰入金については、削減を図るため下水道使用料の見直し等を検討している。